

人権だより

人権が尊重される社会

人権センター（社会教育人権政策係）

立科町の人権啓発の総合計画として 「立科町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす総合計画」 を策定しました

●計画策定の趣旨

立科町では、「部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の目的とする「差別のない明るい立科町」の実現に向け、人権啓発の取組を行っています。近年の人権問題は社会情勢等の変化に伴い、より多様化、複雑化しており、また、新たな課題も生じてきました。これまでの成果と課題を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、計画の見直しを行い、本計画を策定しました。

●計画の期間

2019年度から2023年度の5年間

●人権政策の基本理念

町民一人ひとりが日常生活の中で当たり前のこととして人権を尊重した発言や行動ができるよう、人権を尊重する意識を育みます。また、人権の視点に立って施策を推進し、町民一人ひとりの主体性や能力が発揮され、自己実現、自立、社会参加のできる社会環境の構築をめざします。

●人権教育の推進について

- 1 人権教育・啓発の推進のための施策（人権教育・啓発の推進）
- 2 人権擁護のための施策（相談・支援体制の充実、情報提供の充実）



●行政及び地域における人権教育

- ・町民一人ひとりが人権問題を正しく理解するため、当町の人権教育を推進する主体組織の「立科町人権教育推進協議会」は、年間の人権啓発活動を計画し、充実を図ります。
- ・各分館における人権学習を推進するため、各分館において人権主任・人権推進者を選出していただき「分館人権学習」、「指導者養成講座」等への参加推進と学習・啓発活動を積極的に推進します。
- ・広報紙への記事掲載やホームページにおける広報など、人権教育に関する啓発、広報活動を行います。
- ・国、県および人権に関する団体等と連携しながら、様々な人権課題に関する啓発活動を推進します。

●保育園及び学校における人権教育

- ・保育園、学校ごとの人権教育の推進と教育機関職員の人権教育の推進
- ・保育園・小学校、中学校、高校の連携による人権研修の実施

●企業における人権教育

- ・「立科町人権を尊重する企業連絡会※1」を主体とし、企業へ向け、様々な機会を通じて人権教育の推進について働きかけます。

（※1 町内の事業所等において、職場内での人権問題の発生の根絶に向け企業人権教育の円滑な推進、企業独自の取組の充実、人権擁護人権尊重の精神の涵養を図り、企業の自主的な活動の育成強化に努める組織です。）